



福岡県医発第1530号(地)

平成22年10月26日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一 良

(公印省略)

桂川町公費医療費支給制度の改正に伴う取扱いについて(依頼)

今般、桂川町より平成23年1月1日から桂川町乳幼児医療制度が桂川町子ども医療制度に変更となる旨、別添チラシのとおり通知が参りましたのでお知らせいたします。

つきましては、本制度改正により各医療制度の取り扱いが変更となりますので、請求の際は十分にご注意していただきますよう貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、変更点は下記のとおりです。

記

1. 名称の変更

「桂川町乳幼児医療証」から「桂川町子ども医療証」になります。

※現在乳幼児医療証をお持ちの方は、小学校就学前まで現在の医療証を使用し、平成23年1月1日以降申請分から「桂川町子ども医療証」となります。

2. 年齢の拡大

「6歳に達する日以後の最初の3月31日まで」から「9歳に達する日以後の最初の3月31日まで」に助成対象年齢が拡大されます。

3. 一部負担割合について

ア) 出生～6歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児については、今までどおり無料で変更はありません。

医療証には「徴収しない」で表示されています。

イ) 6歳に達する日以後最初の4月1日～9歳に達する日以後最初の3月31日までの児童については、外来 1月600円 入院 1日500円 (月7日限度)となります。

本制度に関するお問い合わせは、桂川町役場 保険環境課 医療介護保険係 (Tel:0948-65-1097) までご照会下さい。

福岡県医師会会長
福岡県歯科医師会会長 様
福岡県薬剤師会会長
福岡県柔道整復師会会長

桂川町長 井 上 利



桂川町公費医療費支給制度の改正に伴う取扱いについて（依頼）

秋冷の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から乳障親医療制度につきましては、格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、平成23年1月1日から桂川町乳幼児医療制度が桂川町子ども医療制度に変更となります。詳細につきましては、下記のとおりです。

制度改正により各医療制度の取り扱いが変更となりますので、請求の際は十分にご注意していただきますようお願いいたします。また、貴会会員様に制度改正の周知を併せてお願いいたします。なお、飯塚支部管内の会員の医療機関については、医師会、歯科医師会及び薬剤師会を通して、通知と別紙「お知らせ」を配布して制度周知をお願いしていますので、ご連絡いたします。

記

1 名称の変更

乳幼児医療費支給制度を子ども医療費支給制度と名称変更していますので、医療証が「桂川町子ども医療証」となります。

※現在乳幼児医療証をお持ちの方は小学校就学前まで、現在の医療証を使用します。平成23年1月1日以降申請分から「桂川町子ども医療証」となります。

2 年齢の拡大

「6歳に達する日以後の最初の3月31日まで」から「9歳に達する日以後の最初の3月31日まで」に助成対象年齢を拡大しました。

3 一部負担割合について

ア出生～6歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児については、今までどおり無料で変更はありません。

医療証には、「徴収しない」で表示しています。

イ6歳に達する日以後最初の4月1日～9歳に達する日以後最初の3月31日までの児童については、外来 1月600円 入院1日500円（月7日限度）

※医療機関（薬局を除く）ごと1カ月で計算

※医療証には外来入院の金額を表示しています。

※子ども医療より重度障害者医療及びひとり親家庭等医療が優先します。なお、小学校就学前の乳幼児については、今までどおり子ども医療が優先します。

※子ども医療よりひとり親家庭等医療が優先となった方は、外来自己負担800円と子ども医療外来自己負担600円との差額を、役場窓口で償還払いします。

桂川町からお知らせ

小学校1年生～3年生のお子さん

平成23年1月から子ども医療制度が始まります

桂川町では平成23年1月1日から、子ども医療費助成制度を開始します。この制度は、桂川町単独で医療費の一部を助成する制度です。助成を受けるには、申請が必要です。申請手続きをされますようお願いいたします。

記

○ 小学1年生から小学3年生までのお子さん

対象者	6歳に達する日以後の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの桂川町に住所を有するお子さん
自己負担	通院 600円/月(上限) 入院 500円/日(1月につき3,500円を限度) ※上記金額を医療機関(薬局を除く)ごとに自己負担となります。
医療保険加入要件	医療保険に加入していること 生活保護法による保護を受けていないこと
他の公費との関係	重度障害者医療及びひとり親家庭等医療対象者については、重度障害者医療及びひとり親家庭等医療が優先します。 ※ひとり親家庭等医療をお持ちの6歳～9歳の年度末までのお子さんの場合は、医療機関毎通院の場合自己負担800円(月)を限度としていますが、受給資格者証・印鑑・領収書・振込先の預金通帳を持参して、桂川町役場保険環境課窓口で申請をされますと子ども医療費との差額の200円を償還払いします。

※申請に必要なもの ・印鑑 ・健康保険証(お子さんの分)

○ 小学校就学前のお子さん・・・乳幼児医療と変わりません。

6歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さんは、今までどおり医療機関の自己負担は無料です。

平成23年1月以降申請されたお子さんは「子ども医療証」となりますが、現在「乳幼児医療証」をお持ちの場合は、そのままご使用ください。

【問合せ】桂川町役場 保険環境課 医療介護保険係 電話0948-65-1097